

「栃木県地域福祉支援計画(第4期中間見直し版)」の概要(計画期間R3(2021)～R8(2026))

参考

- 令和5(2023)年度末を以て計画期間が3年経過することや、高齢・障害等それぞれの分野において次期計画が策定されることなどを踏まえ、計画期間中における状況の変化に適切に対応するため、中間時点における必要な見直しを行ったもの。

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域福祉の基本的な方向性を示すとともに、様々な主体の取組を支援する県の施策を示す

2 計画の位置づけ

- ・ 社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
- ・ 地域福祉分野の基本的方針
- ・ 各市町における「市町村地域福祉計画」や、各種の福祉に関する計画の実現を支援する計画
- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」

3 計画期間

令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで(6年間)

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 第3期計画の推進状況

2 地域社会の状況

- ・ 人口構造の変化・少子高齢化の進行
- ・ 世帯構造の変化
- ・ 高齢者等の状況 等

3 地域福祉を取り巻く課題

- ・ 地域のつながりの再構築
- ・ 地域住民等の意識の醸成
- ・ 様々な課題に応じる包括的支援体制の構築促進 等

第3章 計画の目指す方向

「オール」とち「ぎ」で「まる」ごとに取り組む『とちまる地域共生社会の実現』
～ 住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり ～

- 施策1 安心して暮らせる地域づくり
- 施策2 地域を担うひとづくり
- 施策3 地域福祉の基盤づくり

第4章 地域福祉施策の展開

施策1 安心して暮らせる地域づくり

- (1) 緩やかに見守り、つながる地域づくり
- (2) 災害に備えた取組の促進
- (3) ひとにやさしいまちづくりの推進

施策2 地域を担うひとづくり

- (1) ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成
- (2) 地域住民等による社会貢献活動の充実
- (3) 福祉人材の育成・確保

施策3 地域福祉の基盤づくり

- (1) 包括的な支援体制の構築促進
- (2) 社会福祉協議会の取組の充実
- (3) 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進
- (4) 福祉サービスの質の確保・向上
- (5) 寄附文化の醸成

中間見直しに係る 主な追加事項等

- ・ 関連する個別計画(高齢、障害等)の次期計画の策定状況を踏まえた、記載内容の見直し
- ・ ケアラー支援の必要性及び取組
- ・ 成年後見制度に関する担い手の確保・育成方針
- ・ 評価指標等の更新

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- (1) 県の推進体制
- (2) 市町との連携

2 計画の進行管理

- (1) 計画の着実な進行管理
- (2) 計画の周知